「あすなろ定期預金」

令和７年４月１日現在

１．商品名	・スーパー定期預金「あすなろ定期預金」 （自由金利型定期預金＜M型＞）
２．販売対象	下記のいずれかに該当する方 ・健康保険証等で満 18 歳以下の扶養が２名以上確認出来る方（配偶者も可） ・「ふく育パスポート」会員の方（扶養の人数は問わない） ※「ふく育パスポート」の提示
３．取扱期限	・令和７年４月１日（火）～令和８年３月 31 日（火） ただし、募集総額に達した場合や市場動向によっては、お取扱い期間中であっても販売を中止する場合があります。
４．定期預金の期間	・定型方式…３年のみ ・自動継続（元金継続、元利金継続）のみ
５．預　　入 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	 ・一括預入 ・１口当り１０万円以上１，０００万円以内（一家族最高１，０００万円まで） ・１円単位
６．募集総額	・３０億円
７．払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
８．利　　息 （１）適用金利	・固定金利 ・扶養されている子供の人数または提示物により店頭表示スーパー定期預金利率金利を優遇 ①　0.050％上乗せ ・健康保険証等で満 18 歳以下の扶養対象者２名の確認が出来る場合 ・「ふく育通常パスポート」会員で提示された場合 ②　0.075％上乗せ ・健康保険証等で満 18 歳以下の扶養対象者３名以上の確認が出来る場合 ・「ふく育プレミアムパスポート」会員で提示された場合 ③　0.100％上乗せ ・健康保険証等で満 18 歳以下の扶養対象者４名以上の確認が出来る場合 ・自動継続後の利率は、継続日におけるスーパー定期預金の店頭表示の利率を適用します。
（２）利払方法	＜単利型の場合＞ ・毎年の中間利払日（預入日から満期日の１年前までの間に到来する預入日の１年毎の応当日）以後および満期日以降にあらかじめ指定された方法により支払います。 ※中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×７０％）により計算します。 ＜複利型の場合＞ ・６ヵ月複利で計算し、満期日以後に一括して支払います。
（３）計算方法	・付利単位を１円とした１年を３６５日とする日割計算。
９．税　　金	・利息には 20.315％（国税 15.315％、地方税 5％）の税金がかかります。 （ただし、マル優を利用の場合は除きます。）
10．手 数 料	・なし
11．付加できる特約事項	・マル優のお取扱いができます。

期間限定商品

12．中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、「定期預金の中途解約利率一覧表」の預入期間に応じた中途解約利率にて、預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。 なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します。
13．金利情報の入手方法	・金利については、窓口までお問い合わせください。
14．苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、ふくしんお客様相談室(9時～17時、電話:0120－294－864)にお申し出ください。 紛争解決措置　福井弁護士会(電話:0776－23－5255)または金沢弁護士会(電話:076－221－0242)、富山県弁護士会（電話：076－421－4811）、東京弁護士会(電話:03－3581－0031)、第一東京弁護士会(電話:03－3595－8588)、第二東京弁護士会(電話:03－3581－2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記ふくしんお客様相談室または全国しんきん相談所(9～17時、電話:03－3517－5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、ふくしんお客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
15．その他参考となる事項	・満期日以降の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します ・満18歳以下の子供を扶養していることを証明できるもの（健康保険証等）または「ふく育パスポート」会員であることを証明できるものをお持ちください ・預金保険制度の付保対象預金です 預金保険対象預金を合算して元本１，０００万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して１，０００万円までとその利息が保護されます。）